

広報ちゅうざん

11月号

2007年11月1日発行



11月号 目次

- 巻頭の挨拶 (2頁)
- 介護予防について (3項)
- 傷病手当金について (4頁)
- これからの季節の感染症予防 (5頁)
- 平成19年9月の入退院状況 (6頁)

医療制度改革とグランドデザイン

ちゅうざん病院理事長 今村 義典

最近、医療界では、グランドデザインという言葉を目にしたたり聞いたりする事が多くなっています。医療制度の変革が、一時期の問題や一診療科や医療費の問題を遥かに越えた状態になってきている事で、**大局的な計画や対策**をしなければならない時期にあるからだと考えられます。

近年の医療制度改革は、変革と呼ぶにふさわしいようなめまぐるしい変動の状態にあります。

その結果は、医療関係者ばかりでなく、地域の人々にとっても、身近な病院で医師が居なくなったり、診療科が閉鎖・廃止されたりし、私達が何時でも安心して受けられていた地域社会の医療の崩壊の危機に迫られているようなことが新聞やTV等で頻繁に取り上げられています。

日頃、取り上げられている医療問題の例をいくつか挙げてみますと

1. 急性期病院におけるDPCという入院医療の包括評価方式による包括支払いと逡減性による在院日数の短縮で早い退院に対する不安。
2. 慢性期の療養病床では、2012年末までの病床の半数以上の削減(23万床の減床)による施設・在宅への退院促進。医療難民とさえ表現されている。
3. リハビリ医療における、疾患別分類と日数の制限に対する不満。
4. 臨床研修医制度による医師の偏在、大学医局の医師不足と地域の病院への医師派遣困難による診療科の閉鎖。
5. 看護体制(7:1)による看護師不足と青田刈りの結果による質の低下。
6. 2008年の後期高齢者医療制度による医療費・保険料の負担増。
7. 続く診療報酬のマイナス改定による医療機関の倒産の多さ。 等

このように医療に関わる危機的問題が起こった時代がこれまでにあったらどうかと考えさせられます。

しかし、時代の流れは、医療の進歩や疾病構造の変化、高齢化社会など社会構造の変化を来たしているのです。

機能分化が進んでいる以上、一律の同じ形式の医療を維持する事自体に無理があり、**見直しをせざるを得ないのではないだろうかとも考えます。**医療機関としての病院が、機能に応じて大きく変わる面白い時期に来ているように感じます。

将来に向けてより**素晴らしいグランドデザイン**が必要なのかもしれません。これからのリハビリテーション病院の理想的な形は何のようなものでしょう。

介護予防について

リハビリテーション部 理学療法士 濱盛杏菜

リハビリテーション専門病院である当院でのリハビリテーションとは、主に疾患が原因となって生じた『障害』に対して、機能回復を目的としたリハビリテーションを提供しております。ほとんどの方が、『リハビリテーション』というと、このような印象を持たれるのではないのでしょうか。そこで、今回、私が病院業務とは別に地方自治体との連携にて、行っている活動について少し紹介させていただきます。

当院への入院患者の中にも転倒により受傷した、骨折が原因で歩行障害を呈してリハビリテーションを受けている方がいらっしゃいます。このように、ふとしたタイミングでたった1回転んでしまっただけでも、骨折して長期的な入院生活を余儀なくされてしまうことは、高齢者にとって決して少なくはありません。これが原因となって、長期臥床（いわゆる寝たきり生活）となってしまうケースも高齢者では多く見受けられます。

たった一度の転倒で、今まで一人で何事も生活できていた方が、寝たきりになってしまうのは、とてももったいないことです。

そこで、地方自治体で取り組まれている『予防事業』のうち「転倒予防教室」では、自宅で簡単にできる軽運動の指導を行っています。ここでは、軽運動を指導しながら、実際に1ヶ月間での程度の体の変化が現れるのか、体力測定などを通しての比較もしており、歩き方がスムーズになったり、痛みがなくなっ

たりする方も多くみられます。これだけでも満足ですが、これらは軽運動を継続して行って筋力がついた結果に得られたものです。

一番の目的は「軽運動を習慣化してもらうこと」です。これは、簡単にできる体操でもちょっとした工夫をすることで、継続的に行ってもらう生活の中の一部として行っていただくことで、心も体も軽く動きやすくなり、転倒のリスクを減らしていくことが目的です。

主に、上半身・足のストレッチと腰まわり・足全体の筋力強化トレーニングを行っています。高齢になり運動量が少なくなってくると、足腰の筋力が低下し、動作の安定性が低下してきます。普段から、毎日とは言わずに思い出した時にでも、足腰を動かす体操を正しい方法で行っていれば今後転んでしまう可能性は随分減らすことができます。

日頃から運動を・・・とはよく耳にしますが、チョットした体操を続けることで大きなことが防げるので『正しい運動方法を覚える』ことも大きなはじめの一歩になるでしょう。

写真

傷病手当金について

事務部 仲宗根 姫

傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やけがのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

なお、任意継続被保険者の方は、傷病手当金は支給されません。
(健康保険法第104条による継続給付の要件を満たしている者は除く。)

A 傷病手当金が受けられるとき

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。ただし、休んだ期間について事業主から傷病手当金の額より多い報酬額の支給を受けた場合には、傷病手当金は支給されません。

B 支給される金額

支給額は、病気やけがで休んだ期間、一日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額です。なお、働くことができない期間について、ア、イ、ウに該当する場合は、傷病手当金の支給額が調整されることとなります。

ア 事業主から報酬の支給を受けた場合

イ 同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合（同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受けるときは、その合算額）

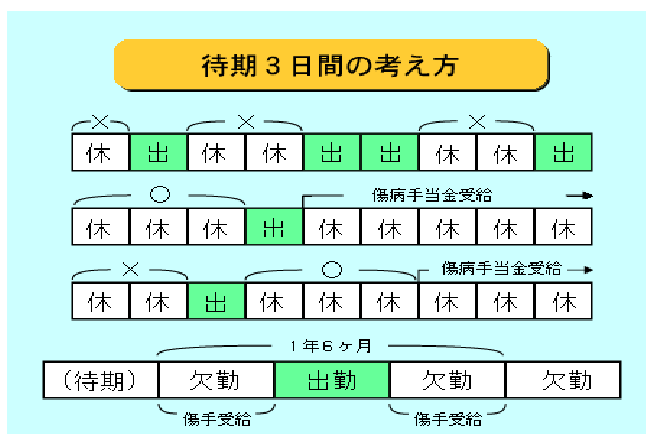
ウ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金などを受けている場合（複数の老齢給付を受けるときは、その合算額）

- ・ ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より多いときは、傷病手当金の支給はありません
- ・ ア～ウの支給日額が、傷病手当金の日額より少ないときは、その差額を支給することとなります。

C 支給される期間

傷病手当金は、病気やけがで休んだ期間のうち、最初の3日を除き（これを「待期」といいます。）4日目から支給されます。

その支給期間は、支給を開始した日から数えて1年6か月です。



(参考文献：厚生労働省より)

これからの季節の感染症予防

臨床検査技師：萩尾 ひとみ

朝夕冷え込むようになり秋の深まりを感じる季節になりましたね。
この季節になるとインフルエンザ、また二枚貝のカキのおいしい季節になり
これに伴い、ノロウイルスによる感染症などの発生が聞かれるようになります。
これらの感染を予防するにはどうしたらよいのでしょうか！？

インフルエンザ感染予防

- * 流行前に予防接種を受けましょう！
 - ・ 予防接種の有効期限は3~4ヶ月なので
例年の流行前の11月中旬までに受けておくことより効果的！
(予防接種を受けていれば感染しても症状が軽くてすむ)
- * 外から帰ってきたら必ず手洗いとうがいをしましょう！
「★紅茶や緑茶に含まれるカテキンはインフルエンザウイルスに
効果があるといわれています！」
- * 流行の時期は人ごみを避け、外出時はマスクをしましょう！
- * 栄養と休養を十分にとりましょう！

ノロウイルス感染予防

- * カキなどの貝類は十分に火を通して食べましょう！
 - ・ 下痢、嘔吐、腹痛の症状がある場合はすぐに病院に行き
早期診断のため検査を受けましょう。
- * ノロウイルスはアルコール消毒では効果が弱く、手洗いは石鹸
と流水でよく洗い、便座などの消毒はハイターを使いましょう！
- * ノロウイルスはとても軽く、便や嘔吐物の中のウイルスが
空中に浮遊し空気感染するので、便などの処理をする時は
必ずマスクと手袋を着けましょう！！

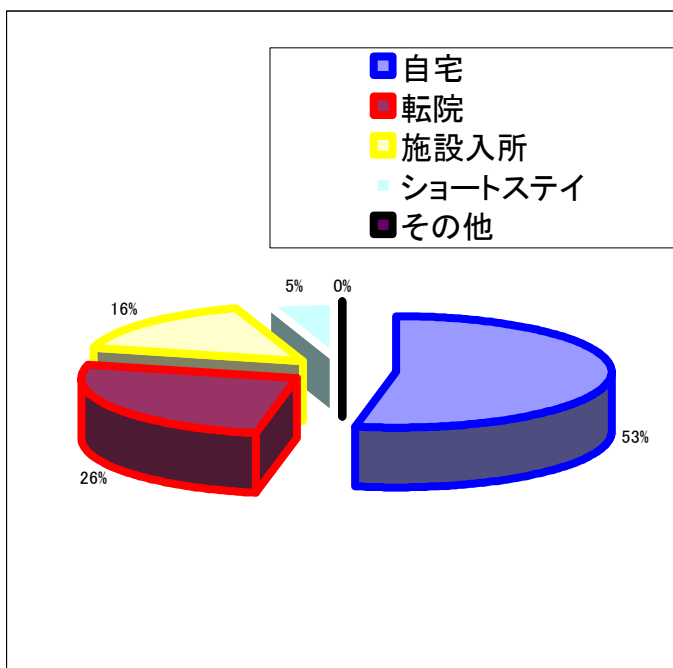
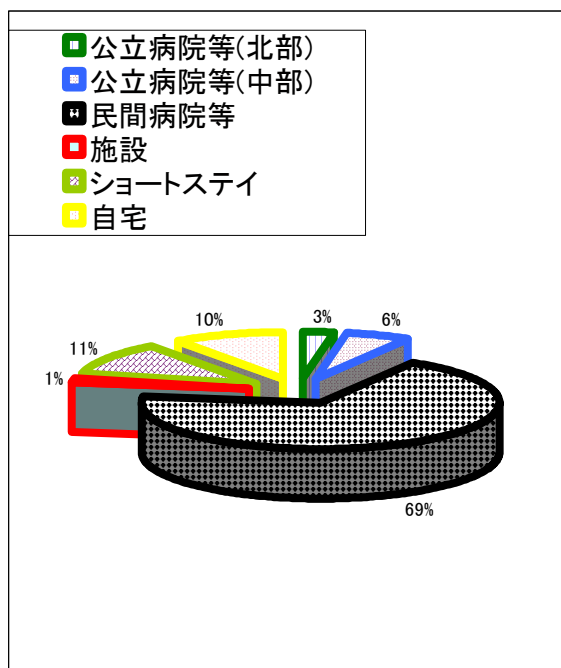


分かっているけどなかなか実行できないと思っている方も
今年はぜひ実行してみましよう！！

【平成19年9月入退院状況】

【入院患者数：69名】

【退院者数：81名】



ちゅうざん病院
 〒904-2151 : 沖縄市松本6丁目2番地1号
 電話 982-1346 FAX 982-1347

「広報ちゅうざん」編集：鈴木 知詩